

令和7年度 市民税・県民税申告のお知らせ

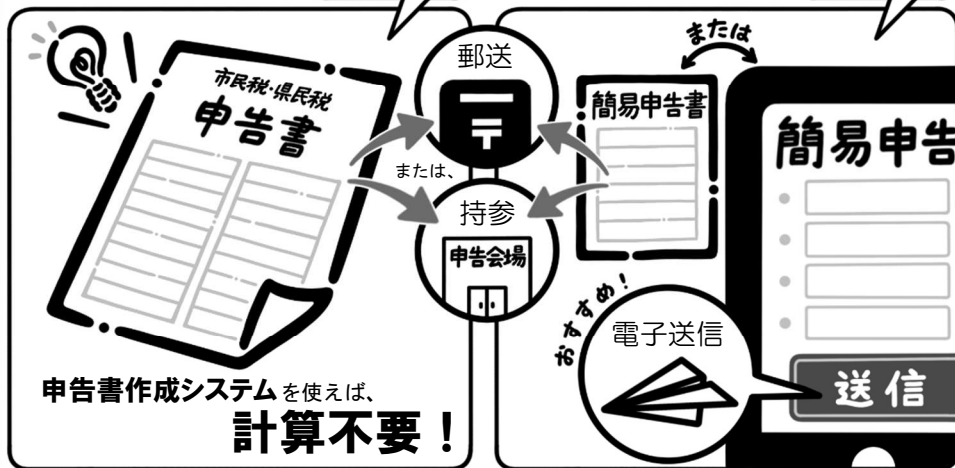
申告書作成システムで簡単
自宅で作成
する方



収入がない または、
非課税収入のみ
の方



申告相談
する方



詳しくは、2ページへ

確定申告 をされる方へ

花巻税務署からのお知らせを
ご覧ください。

確定申告 は、
こちら

【市民税・県民税申告のお問い合わせ】

花巻市役所本庁	財務部 市民税課	☎ 0198(41) 3524
大迫総合支所	市民サービス課 税務会計係	☎ 0198(41) 3125
石鳥谷総合支所	市民サービス課 税務会計係	☎ 0198(41) 3445
東和総合支所	市民サービス課 税務会計係	☎ 0198(41) 6515
文化会館会場	(令和7年2月17日～3月17日まで)	☎ 0198(29) 5261

※文化会館事務室では、申告に関するお問い合わせには対応できません。

花巻税務署 からのお知らせ

<所得税などの確定申告は e-Tax をご利用ください>

● スマホとマイナンバーカードで e-Tax!

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマホやパソコンで申告書を作成し、マイナンバーカードを利用して e-Tax で送信することができます。
- ・マイナポータル（ご利用には事前準備が必要です。）と連携することで、医療費やふるさと納税などのデータが申告書に自動入力となり、スムーズに申告書が作成できます。

● 令和6年分申告書作成会場の開設

- 【開設場所】花巻市文化会館（花巻市若葉町三丁目 16—22）
- 【開設期間】2月17日(月)～3月17日(月)《土・日・祝日を除く》
- 【開設時間】午前9時～午後4時

国税庁ホームページ
確定申告特集 →



※ 会場の混雑緩和のため、入場の際は入場整理券が必要です。入場整理券は、当日会場で配付するものと、LINE から事前に発行するものがあります。会場では、ご自身のスマホとマイナンバーカードを使用し、申告書を作成、e-Tax により送信していただきますのでお持ちの方はご持参の上、ご来場ください。なお、マイナンバーカードに設定した2種類の暗証番号（注）が必要となります。

（注）利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）、署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16文字）

重要なお知らせ

収入がない・非課税収入のみの方の申告方法

以下のいずれかの方法で申告をお願いします。

《方法1》花巻市ホームページにある簡易申告書に必要事項を入力し送信

《方法2》折り込みの簡易申告書に記入し、郵送または持参により提出

簡易申告書の入力



○非課税収入の例

障害年金、遺族年金、遺族恩給、公的機関からの生活扶助費（生活保護）、児童手当、児童扶養手当等

※非課税収入がある方でも農業等の他の収入がある方または、扶養控除や障害者控除等の所得控除を申告される方は簡易申告書では申告できません。

郵送または持参による申告書の提出方法

○郵送で提出する場合の郵送先

〒025-8601
花巻市花城町9番30号
花巻市 財務部 市民税課 宛

○持参場所…申告相談会場（12ページ参照）
花巻市役所 本庁（提出専用、相談不可）

○提出書類

- ・市民税・県民税申告書（電話番号を忘れずに）
- ・本人確認ができる書類（郵送の場合は写しを添付。顔写真がついていないものは、2点確認）
- ・申告者の令和6年中の所得（収入および経費）が分かる書類
- ・各種控除を受けるために必要な控除の内容が分かる書類
- ・収支内訳書（営業・農業・不動産の収入がある場合）
- ・医療費控除の明細書（医療費控除を申告する場合）
- ・切手を貼った返信用封筒（申告書の控えや添付した書類の返送を希望される場合）

《申告書作成には…》

申告書作成システムをぜひご利用ください。
スマホまたはパソコンを使って、24時間好きな時間に申告書が作成できます。わずらわしい計算が不要となり便利です。

申告書作成システム



※電子申告には対応していません。
作成した申告書は郵送または持参により提出してください。

申告相談日のウェブ予約方法

申告相談会場に来場される方は、事前に相談日時をウェブ予約できます（全日程で予約可能）。当日は予約の方が優先されますので、待ち時間短縮のため、ぜひご利用ください。

○予約方法…スマホまたはパソコンからウェブ予約（電話予約は受付していません）

◎ご家族の方の代理予約可能！

◎来場日の2日前（土日祝日を除く）まで予約可能！

※当日の混雑状況により予約された方でもお待ちいただく場合があります。

※予約なしで当日来場された方でも申告相談は可能です。

申告相談日の予約



◆令和7年2月6日(木)～2月13日(木)は、完全ウェブ予約制で実施！

会場は各総合支所で実施となりますが、上記期間中の行政区指定はなく、花巻市全域の方が予約可能です。申告相談の日程については、12ページをご覧ください。

◆スマホまたはパソコンをお持ちでなく、代理での予約もできない方に！

下記の期間中、窓口にて予約を受付します。

○日時：令和7年1月20日（月）～1月31日（金）
9：00～12：00、13：00～17：00

○場所：本庁 市民税課
各支所 市民サービス課 税務会計係

※窓口の混雑状況によりお待ちいただく場合があります。

入場整理券について

会場の混雑状況に応じて入場整理券をお渡しする場合があります。入場可能時刻までお車等でお待ちいただきますようお願いいたします。

医療費控除の明細書の提出

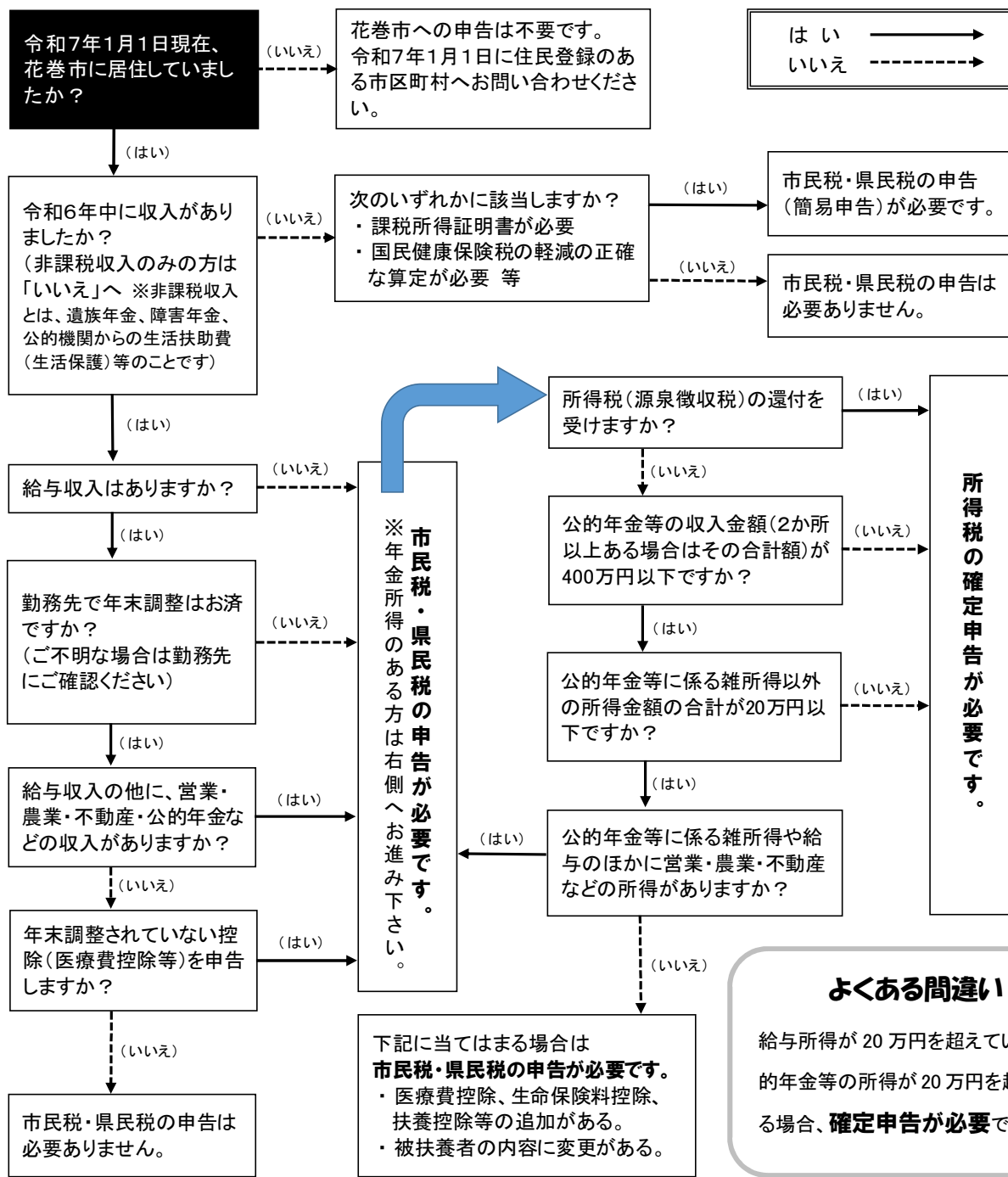
医療費控除を申告される方は、明細書の添付が必須です。明細書の様式は、本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課にて配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

花巻市 市県民税 申告



申告の確認用フローチャート

下記フローチャートに沿って、ご自身が市民税・県民税の申告をする必要があるかご確認ください。このフローチャートは、すべての事例を網羅しているわけではありません。ご不明な点がございましたら、市民税課までお問合せください。



申告の際に持参していただくもの

① 申告者の本人確認書類(原本)、扶養親族及び事業専従者のマイナンバーが確認できる書類(写し)

マイナンバーカードをお持ちの方	●マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	●通知カード(住所、氏名等に変更がないもの)
	●マイナンバーが記載された住民票のうちいずれか1つ +
	●運転免許証 ●パスポート ●身体障害者手帳
	●在留カード などのうちいずれか1つ

※本人以外が来場の際は、代理人の方の本人確認書類をご持参ください。

② 申告者の令和6年中の所得(収入及び経費)が分かる書類

③ 各種控除を受けるために必要な控除の内容が分かる書類

②、③の書類の詳細につきましては、申告する所得・控除の欄(5ページから9ページ)をご確認ください。

※申告関係書類(収支内訳書、医療費控除の明細書等)は、本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課にて配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

申告の必要な方は？

1. 令和7年1月1日現在、花巻市に住所があった方で、下記のア～カのいずれかに該当する方は、**所得税の確定申告又は、市・県民税の申告が必要です。**(前ページのフローチャートも参考にしてください) **なお、所得税の確定申告をされる場合は、市・県民税の申告は原則不要です。**

ア. 事業(営業や農業)を営んでいた方、不動産所得があった方

・上記の収支計算をした結果がマイナスの場合(収入-経費=赤字)でも、申告は必要です。事業を経営移譲した方や廃止した方は、市民税課または各総合支所市民サービス課へご連絡ください。

イ. 配当所得、雑所得、一時所得、山林所得及び譲渡所得などがあった方

・公共事業による譲渡所得が特別控除の該当になる場合でも申告が必要です。

※上記アやイの所得がある方で所得税が課税にならない等、確定申告を省略できる方でも市・県民税の申告が必要となる場合があります。

ウ. 公的年金等収入があった方

・収入が公的年金等のみで金額が400万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、所得から差し引かれる控除(扶養控除など)を受けようとする場合には、市・県民税の申告が必要です。申告をしないと、市・県民税が課税になる場合もあります。

・市・県民税が課税される可能性があるかどうか、下記の表を参考に判断してください。なお、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

■年間の年金の収入金額から判断する場合 (収入が公的年金等のみの方)

令和6年 12月31日現在	令和6年中の公的年金等 の収入金額の合計額	市・県民税 課税の可能性
65歳未満	980,000円以下	無(申告不要)
	980,001円以上	有
65歳以上	1,480,000円以下	無(申告不要)
	1,480,001円以上	有

エ. 給与所得者(年末調整をされている方)で給与以外の所得があった方

・給与以外の所得(退職所得は除く。)が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略できますが、市・県民税の申告は必要です。

オ. 給与所得者のうち、令和6年中途に退職しその後就職しなかった方や、2か所以上から給与の支払を受けた方で、すべての給与について合算したうえで、年末調整をされなかった方

カ. 令和6年中に収入がなかった方

・非課税収入(障害年金、遺族年金、公的機関からの生活扶助費(生活保護)等)のみの方

・税法上の扶養(※)になっていて、令和6年中に収入がなかった方のうち下記①、②に該当する方

①所得の証明書が必要な方

②令和7年1月1日時点で花巻市に住所がない方や令和6年中にお亡くなりになった方の税法上の扶養(※)になっている方

・前年中に収入がなかった方は、折り込みの「令和7年度市民税・県民税の簡易申告について」をご確認ください。

※税法上の扶養

⇒ご家族の申告や年末調整等において配偶者または扶養親族とされている方(健康保険の扶養とは異なります)

【ご注意】

申告されない場合、課税所得証明書等の発行ができない場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金保険料の免除、健康保険の高額療養費・限度額認定、保育料の正確な算定、特別児童扶養手当・児童扶養手当の認定(同居する家族も含まれます。)等を受けられない場合があります。

2. 次の(1)～(3)に該当する方は**所得税の確定申告及び市・県民税の申告は必要ありません。**

(1)勤務先で年末調整がお済みの方で、他に収入がなかった方

(2)上記「ウ. 公的年金等収入があった方」で市・県民税課税の可能性が「無」の方

(3)税法上の扶養になっていて令和6年中に収入がなかった方のうち、上記「カ. 令和6年中に収入がなかった方」の①、②に該当しない方

収入金額/所得金額について

収入金額は、令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の収入が確定した金額です。販売代金の一部が未収でも、商品の引渡し済んでいれば全額が収入金額となります。必要経費は、売上原価、その他収入を得るために直接要した経費(家事関連費除く)です。例えば、販売商品の原価、土地建物の賃借料、減価償却費、給料、賃金、修繕費、租税公課、その他使用料などが該当します。

種類	概要・必要書類・計算方法〔所得金額〕＝〔収入金額〕－〔必要経費等〕 ※給与所得は、別途求め方があります	申告書 記入欄
営業等	製造業、小売業、卸売業、外交員、ホステス、医師、弁護士、サービス業(飲食店、理容、美容、クリーニングなど)の事業から生ずる収入 必要書類 □売上帳簿 □仕入れ帳簿 □経費の領収書など	ア/①
農業	米、果樹、野菜などの栽培、農家が経営する家畜の飼育などの事業から生ずる収入 必要書類 □米穀年間取引明細書(内容:米の販売金額等) □青果お取引明細(内容:野菜・果実の販売金額等) □購買品お取引明細(内容:肥料、農薬等の収入金額) □農業雑収入・雑費確認表(内容:農業補助金・拠出金) □肉用牛売却証明書(内容:免税牛の適用を受ける場合の必須書類) □土地改良区賦課金領収書(内容:土地改良区の経常・特別賦課金) □令和6年度花巻市固定資産税課税明細書(内容:農地・農業用施設に係る固定資産税) ※令和6年4月に送付しています □取引通帳(令和6年中の取引内容が記載されたもの)など	イ/②
不動産	家賃、地代、小作料、駐車場料金などによる収入 □賃貸契約書や入金額の分かる通帳等 □不動産の取得年月日や取得価格の分かる書類 必要書類 □借入金がある場合は、金融機関からの借入金利率の分かるもの □固定資産税の課税明細書 □修繕費の領収書など	ウ/③

【収支内訳書】

営業・農業・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を作成し、所得金額を算出してください。

※収支内訳書は、本庁市民税課または各総合支所市民サービス課にて配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

【事業専従者控除】事業所得については、次の金額も収入金額から控除できます。

生計を一にしている配偶者や15歳以上のその他の親族で、あなたの事業に従事した期間が1年を通じて6ヶ月を超える場合は、事業専従者として次の①または②のうち、いずれか少ない方の金額が控除されます。

- ① 配偶者は86万円、配偶者以外の親族は50万円 ② (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)

※この場合には、配偶者・配偶者特別控除、または扶養控除を重複して受けることはできません。

※控除額は、各事業専従者の給与収入金額となります。

配当	株式、出資配当金など 収入金額－負債の利子＝所得金額 必要書類 □配当の支払い通知書等	オ/⑤																																				
給与	給料、賃金、賞与など 必要書類 □令和6年分給与所得の源泉徴収票、勤務先からの支払証明書等 (給与所得金額の求め方) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>給与収入金額(カ)</th> <th colspan="2">給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～ 550,999円</td> <td colspan="2">0 円</td> </tr> <tr> <td>551,000～1,618,999円</td> <td colspan="2">(カ)－550,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000～1,619,999円</td> <td colspan="2">1,069,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000～1,621,999円</td> <td colspan="2">1,070,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000～1,623,999円</td> <td colspan="2">1,072,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000～1,627,999円</td> <td colspan="2">1,074,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000～1,799,999円</td> <td>(カ)を「4」で割って千円未満を切り捨てる</td> <td>A×2.4+100,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000～3,599,999円</td> <td>(算出金額A)</td> <td>A×2.8－80,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999円</td> <td></td> <td>A×3.2－440,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999円</td> <td colspan="2">(カ)×0.9－1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円～</td> <td colspan="2">(カ)－1,950,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>≪所得金額調整控除≫ (1) 令和6年中の給与の収入金額が850万円を超える者で、以下のいずれかに該当する者 ①特別障害者 ②23歳未満の扶養親族を有する者 ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者 控除額：(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には、1,000万円)－850万円)×10% (2) 令和6年中の給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える者 控除額：給与所得(10万円を限度)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)－10万円 ※(1)(2)両方の所得金額調整控除の適用がある場合は(1)(2)の順に控除します。控除後の金額を申告書⑥に記載してください。計算例は10ページに記載しています。</p>	給与収入金額(カ)	給与所得金額		0～ 550,999円	0 円		551,000～1,618,999円	(カ)－550,000 円		1,619,000～1,619,999円	1,069,000 円		1,620,000～1,621,999円	1,070,000 円		1,622,000～1,623,999円	1,072,000 円		1,624,000～1,627,999円	1,074,000 円		1,628,000～1,799,999円	(カ)を「4」で割って千円未満を切り捨てる	A×2.4+100,000 円	1,800,000～3,599,999円	(算出金額A)	A×2.8－80,000 円	3,600,000～6,599,999円		A×3.2－440,000 円	6,600,000～8,499,999円	(カ)×0.9－1,100,000 円		8,500,000円～	(カ)－1,950,000 円		カ/⑥
給与収入金額(カ)	給与所得金額																																					
0～ 550,999円	0 円																																					
551,000～1,618,999円	(カ)－550,000 円																																					
1,619,000～1,619,999円	1,069,000 円																																					
1,620,000～1,621,999円	1,070,000 円																																					
1,622,000～1,623,999円	1,072,000 円																																					
1,624,000～1,627,999円	1,074,000 円																																					
1,628,000～1,799,999円	(カ)を「4」で割って千円未満を切り捨てる	A×2.4+100,000 円																																				
1,800,000～3,599,999円	(算出金額A)	A×2.8－80,000 円																																				
3,600,000～6,599,999円		A×3.2－440,000 円																																				
6,600,000～8,499,999円	(カ)×0.9－1,100,000 円																																					
8,500,000円～	(カ)－1,950,000 円																																					

種類	概要・必要書類・計算方法〔所得金額〕＝〔収入金額〕－〔必要経費等〕 ※公的年金等所得は、別途求め方があります	申告書記入欄																																																					
雑	国民年金、厚生年金などの収入 必要書類 <input type="checkbox"/> 令和6年分公的年金等の源泉徴収票 (公的年金等所得金額の求め方) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">受給者の年齢</th> <th rowspan="3">令和6年中の公的年金等の収入金額の合計金額(キ)</th> <th colspan="3">公的年金等の所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上の方(昭和35年1月1日以前の生まれ)</td> <td>330万円以下</td> <td>(キ)－110万円</td> <td>(キ)－100万円</td> <td>(キ)－90万円</td> </tr> <tr> <td>330万円超～410万円以下</td> <td>(キ)×0.75－27.5万円</td> <td>(キ)×0.75－17.5万円</td> <td>(キ)×0.75－7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>(キ)×0.85－68.5万円</td> <td>(キ)×0.85－58.5万円</td> <td>(キ)×0.85－48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1,000万円以下</td> <td>(キ)×0.95－145.5万円</td> <td>(キ)×0.95－135.5万円</td> <td>(キ)×0.95－125.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>(キ)－195.5万円</td> <td>(キ)－185.5万円</td> <td>(キ)－175.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満の方(昭和35年1月2日以後の生まれ)</td> <td>130万円以下</td> <td>(キ)－60万円</td> <td>(キ)－50万円</td> <td>(キ)－40万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～410万円以下</td> <td>(キ)×0.75－27.5万円</td> <td>(キ)×0.75－17.5万円</td> <td>(キ)×0.75－7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>(キ)×0.85－68.5万円</td> <td>(キ)×0.85－58.5万円</td> <td>(キ)×0.85－48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1,000万円以下</td> <td>(キ)×0.95－145.5万円</td> <td>(キ)×0.95－135.5万円</td> <td>(キ)×0.95－125.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>(キ)－195.5万円</td> <td>(キ)－185.5万円</td> <td>(キ)－175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	令和6年中の公的年金等の収入金額の合計金額(キ)	公的年金等の所得金額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳以上の方(昭和35年1月1日以前の生まれ)	330万円以下	(キ)－110万円	(キ)－100万円	(キ)－90万円	330万円超～410万円以下	(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円	410万円超～770万円以下	(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円	770万円超～1,000万円以下	(キ)×0.95－145.5万円	(キ)×0.95－135.5万円	(キ)×0.95－125.5万円	1,000万円超	(キ)－195.5万円	(キ)－185.5万円	(キ)－175.5万円	65歳未満の方(昭和35年1月2日以後の生まれ)	130万円以下	(キ)－60万円	(キ)－50万円	(キ)－40万円	130万円超～410万円以下	(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円	410万円超～770万円以下	(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円	770万円超～1,000万円以下	(キ)×0.95－145.5万円	(キ)×0.95－135.5万円	(キ)×0.95－125.5万円	1,000万円超	(キ)－195.5万円	(キ)－185.5万円	(キ)－175.5万円	キ/⑦
	受給者の年齢			令和6年中の公的年金等の収入金額の合計金額(キ)	公的年金等の所得金額																																																		
公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																							
1,000万円以下		1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																				
65歳以上の方(昭和35年1月1日以前の生まれ)	330万円以下	(キ)－110万円	(キ)－100万円	(キ)－90万円																																																			
	330万円超～410万円以下	(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円																																																			
	410万円超～770万円以下	(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円																																																			
	770万円超～1,000万円以下	(キ)×0.95－145.5万円	(キ)×0.95－135.5万円	(キ)×0.95－125.5万円																																																			
	1,000万円超	(キ)－195.5万円	(キ)－185.5万円	(キ)－175.5万円																																																			
65歳未満の方(昭和35年1月2日以後の生まれ)	130万円以下	(キ)－60万円	(キ)－50万円	(キ)－40万円																																																			
	130万円超～410万円以下	(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円																																																			
	410万円超～770万円以下	(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円																																																			
	770万円超～1,000万円以下	(キ)×0.95－145.5万円	(キ)×0.95－135.5万円	(キ)×0.95－125.5万円																																																			
	1,000万円超	(キ)－195.5万円	(キ)－185.5万円	(キ)－175.5万円																																																			
業務	原稿料、講演料などの収入または食料品の配達などの副収入(営利を目的とした) 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払調書(報酬等)、配分金支払証明書(シルバー人材センター等)	ク/⑧																																																					
その他	生命保険契約に基づく個人年金、互助年金など他の所得にあてはまらない収入 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類(個人年金等)	ケ/⑨																																																					
総合課税の譲渡所得	車両、機械、著作権などの土地や建物以外の資産の譲渡による収入をいい、次の2つに分けられます。 ●短期(コ)・・・取得の日の5年以内に譲渡されたもの ●長期(サ)・・・左記以外のもの 特別控除は、短期・長期あわせて50万円です。ただし差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費の分かる書類	コ・サ/⑩																																																					
一時所得	生命保険契約に基づく一時金など 特別控除は、50万円です。ただし差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類	シ/⑪																																																					
【総合課税の譲渡所得・一時所得の計算方法(所得金額⑩)】 コ～シをそれぞれ算出後、所得金額⑩を求めます。 〔所得金額(コ～シ)〕＝〔収入金額〕－〔必要経費〕－〔特別控除〕 〔所得金額⑩〕＝コ＋〔(サ＋シ)×0.5〕																																																							
山林所得	山林の伐採や譲渡による収入 特別控除は、50万円です。ただし差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費(取得費や譲渡費用)の分かる書類																																																						
分離課税の譲渡所得	土地、建物等を売却した場合に生ずる収入(国・県・市へ売却した場合も申告が必要です) 必要書類 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 取得費用や譲渡費用が分かる書類 <input type="checkbox"/> 公共用事業用資産の買取・申出証明書 <input type="checkbox"/> 経費の領収書など																																																						

※山林所得、分離課税の譲渡所得に係る所得等は、所得を算出するのに諸条件があり、別途「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」の提出が必要になります。分離課税用申告書は、本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課で配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

所得控除について

種類	控除の条件・計算方法	申告書記入欄
雑損控除	令和6年中にあなたや、令和6年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする配偶者、その他の親族の家屋、家財、現金などに災害、盗難、横領により損害があった場合は、次のアとイのいずれか多い方の金額が控除になります。 ア(損害金額＋災害関連支出の金額－保険などの補てん額)－総所得金額等の10% イ(災害関連支出の金額－保険などの補てん額)－5万円 必要書類 <input type="checkbox"/> 被害を受けた資産の取得時期、取得価格の分かるもの(売買または請負契約書など) <input type="checkbox"/> 被害を受けた資産の取壊しや除去費用、修繕費用が分かるもの(領収書) <input type="checkbox"/> 被害を受けた資産に対して受け取る保険金などがある場合、その金額が分かるもの <input type="checkbox"/> 災証明書など	⑫ 2か所 あります

種類	控除の条件・計算方法	申告書 記入欄																								
<p>医療費控除</p> <p>明細書は本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課で配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。</p>	<p>医療費控除を受ける場合は、医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。</p> <p>◎医療費控除 令和6年中にあなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合は、次の算式による額が控除になります。(限度額:200万円)</p> <table border="1" data-bbox="304 286 1345 387"> <tr> <td>支払った医療費 (円)</td> <td>－</td> <td>補てんされる金額 (円)</td> <td>－</td> <td>総所得金額等の 5% (円)</td> <td>または</td> <td>10万円の いずれか 少ない金額</td> <td>=</td> <td>控除額 (円)</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/>医療費控除の明細書(人ごと病院ごとに集計し、ご自身で明細書を必ず作成してください。)</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>領収書(添付は不要ですが、ご自宅で5年間保管する必要があります。)</p> <p><input type="checkbox"/>医療費通知書(医療費のお知らせ) <input type="checkbox"/>各種証明書(おむつ使用証明書など)</p> <p>◎セルフメディケーション税制 令和6年中に、健康の維持増進や疾病の予防として「一定の取り組み(定期健康診断、予防接種など)」を行った人で、あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族が「特定一般用医薬品等購入費(スイッチOTC医薬品)」を購入した場合は、次の算式による額が控除になります。(限度額:8万8千円)</p> <table border="1" data-bbox="304 607 1345 707"> <tr> <td>支払った特定一般用 医薬品等購入費 (円)</td> <td>－</td> <td>補てんされる金額 (円)</td> <td>－</td> <td>1万2千円</td> <td>=</td> <td>控除額 (円)</td> </tr> </table> <p>※セルフメディケーション税制を適用される場合は、医療費控除欄の区分に「1」を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/>セルフメディケーション税制の明細書</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>領収書(添付は不要ですが、ご自宅で5年間保管する必要があります。)</p> <p>※一定の取り組みに関する事項について記載する場合、その添付等は不要です。</p>	支払った医療費 (円)	－	補てんされる金額 (円)	－	総所得金額等の 5% (円)	または	10万円の いずれか 少ない金額	=	控除額 (円)	支払った特定一般用 医薬品等購入費 (円)	－	補てんされる金額 (円)	－	1万2千円	=	控除額 (円)	<p>⑦ 2か所 あります</p>								
支払った医療費 (円)	－	補てんされる金額 (円)	－	総所得金額等の 5% (円)	または	10万円の いずれか 少ない金額	=	控除額 (円)																		
支払った特定一般用 医薬品等購入費 (円)	－	補てんされる金額 (円)	－	1万2千円	=	控除額 (円)																				
<p>社会保険料 控除</p>	<p>令和6年中にあなたや、生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を支払った場合は、その金額が控除になります。</p> <p>※生計を一にする親族の公的年金等から天引きされている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>支払金額が分かる領収書 <input type="checkbox"/>支払金額が記載された納付確認書 <input type="checkbox"/>社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 など</p>	<p>⑬ 2か所 あります</p>																								
<p>小規模企業 共済等掛金 控除</p>	<p>令和6年中に支払った、小規模企業共済法に規定する共済契約掛金(旧第二種共済契約を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の支払金額の合計額</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>支払った掛金額の証明書</p>	<p>⑭</p>																								
<p>生命保険料 控除</p> <p>※介護医療保険料は新制度のみです。</p>	<p>令和6年中にあなたや、配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料などを支払った場合、いずれも次の算式による額が控除になります。一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料それぞれの控除額の合計が生命保険料控除額となります。</p> <p>「新制度」平成24年1月1日以後に締結した保険契約 / 「旧制度」平成23年12月31日以前に締結した保険契約</p> <table border="1" data-bbox="304 1249 1345 1447"> <thead> <tr> <th colspan="2">新制度用</th> <th colspan="2">旧制度用</th> </tr> <tr> <th>支払保険料(円)</th> <th>控除額(円)</th> <th>支払保険料(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12,000</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>1～15,000</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000</td> <td>支払保険料×0.5+6,000</td> <td>15,001～40,000</td> <td>支払保険料×0.5+7,500</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000</td> <td>支払保険料×0.25+14,000</td> <td>40,001～70,000</td> <td>支払保険料×0.25+17,500</td> </tr> <tr> <td>56,001以上</td> <td>28,000</td> <td>70,001以上</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。</p> <p>※一般の生命保険料と個人年金保険料において、新制度と旧制度両方の契約がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧制度分控除額が28,000円を超える→旧制度の控除額のみ適用(限度額:35,000円) ・旧制度分控除額が28,000円を超えない→新制度・旧制度両方の控除額を合計(限度額28,000円) <p>必要書類 <input type="checkbox"/>保険会社等が発行した申告用控除証明書</p>	新制度用		旧制度用		支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料(円)	控除額(円)	1～12,000	支払保険料の全額	1～15,000	支払保険料の全額	12,001～32,000	支払保険料×0.5+6,000	15,001～40,000	支払保険料×0.5+7,500	32,001～56,000	支払保険料×0.25+14,000	40,001～70,000	支払保険料×0.25+17,500	56,001以上	28,000	70,001以上	35,000	<p>⑮ 2か所 あります</p>
新制度用		旧制度用																								
支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料(円)	控除額(円)																							
1～12,000	支払保険料の全額	1～15,000	支払保険料の全額																							
12,001～32,000	支払保険料×0.5+6,000	15,001～40,000	支払保険料×0.5+7,500																							
32,001～56,000	支払保険料×0.25+14,000	40,001～70,000	支払保険料×0.25+17,500																							
56,001以上	28,000	70,001以上	35,000																							
<p>地震保険料 控除</p>	<p>令和6年中にあなたが支払った一定の損害保険契約等の保険料があるときは、次の算式による額が控除になります。</p> <p>A 地震:家屋・家財の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金</p> <p>B 旧長期:平成18年12月31日までに契約し、保険期間が10年以上で満期返戻金のあるものの損害保険料</p> <table border="1" data-bbox="304 1731 1345 1995"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">地震</td> <td>50,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>25,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>5,000円以下の場合</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>10,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">AとBがある場合</td> <td>A及びBの結果の合計が25,000円以下の場合</td> <td>AとBの合計額</td> </tr> <tr> <td>A及びBの結果の合計が25,000円を超える場合</td> <td>25,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。</p> <p>※一つの保険契約が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当するときは、どちらか一方の区分を選んで控除額を計算します。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/>保険会社等が発行した申告用控除証明書</p>		区分	支払保険料	控除額	A	地震	50,000円以下の場合	支払保険料×0.5	50,000円を超える場合	25,000円(限度額)	B	旧長期	5,000円以下の場合	支払保険料の全額	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払保険料×0.5+2,500円	15,000円を超える場合	10,000円(限度額)	C	AとBがある場合	A及びBの結果の合計が25,000円以下の場合	AとBの合計額	A及びBの結果の合計が25,000円を超える場合	25,000円(限度額)	<p>⑯ 2か所 あります</p>
	区分	支払保険料	控除額																							
A	地震	50,000円以下の場合	支払保険料×0.5																							
		50,000円を超える場合	25,000円(限度額)																							
B	旧長期	5,000円以下の場合	支払保険料の全額																							
		5,000円を超え15,000円以下の場合	支払保険料×0.5+2,500円																							
		15,000円を超える場合	10,000円(限度額)																							
C	AとBがある場合	A及びBの結果の合計が25,000円以下の場合	AとBの合計額																							
		A及びBの結果の合計が25,000円を超える場合	25,000円(限度額)																							

種類	控除の条件・計算方法			申告書記入欄																																																											
寡婦・ひとり親控除 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある方は適用対象外となります。	令和6年12月31日現在、次の表のア～ウのいずれかに該当する場合、所定の金額が控除されます。 <table border="1" data-bbox="304 197 1345 461"> <tr> <td data-bbox="304 197 363 327">寡婦</td> <td data-bbox="363 197 422 259">ア</td> <td data-bbox="422 197 1230 259">夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td data-bbox="1230 197 1345 327">控除額 26万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="363 259 422 327">イ</td> <td data-bbox="422 259 1230 327">夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 327 363 461">ひとり親</td> <td data-bbox="363 327 422 461">ウ</td> <td data-bbox="422 327 1230 461">婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和6年中の総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族ではない)を有する単身の方で令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td data-bbox="1230 327 1345 461">控除額 30万円</td> </tr> </table>			寡婦	ア	夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 26万円		イ	夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方		ひとり親	ウ	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和6年中の総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族ではない)を有する単身の方で令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 30万円	⑰・⑱ 2か所 あります																																															
寡婦	ア	夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 26万円																																																												
	イ	夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方																																																													
ひとり親	ウ	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和6年中の総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族ではない)を有する単身の方で令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 30万円																																																												
勤労学生控除	令和6年12月31日現在、あなたが学生で、令和6年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、その所得金額のうち給与所得等以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合は控除が受けられます。 必要書類 <input type="checkbox"/> 在学証明書や学生証など			⑲ 2か所 あります																																																											
障害者控除	令和6年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその死亡日)、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者または特別障がい者である場合は、障害者控除が受けられます。 <table border="1" data-bbox="304 651 1345 1072"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 651 422 689">区分</th> <th data-bbox="422 651 1230 689">該当者</th> <th data-bbox="1230 651 1345 689">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 689 422 815">普通障害者</td> <td data-bbox="422 689 1230 815">身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合 介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合</td> <td data-bbox="1230 689 1345 815">26万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 815 422 976">特別障害者</td> <td data-bbox="422 815 1230 976">上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合</td> <td data-bbox="1230 815 1345 976">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 976 422 1072">同居特別障害</td> <td data-bbox="422 976 1230 1072">特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくははあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合</td> <td data-bbox="1230 976 1345 1072">53万円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="248 1077 1401 1160">●障害者控除対象者認定書の交付について(長寿福祉課からのお知らせ) 身体障害者手帳1級、2級を持っていない方で、次の両方に該当する方は、障害者控除対象者の認定が受けられません。</p> <p data-bbox="248 1160 1401 1189">① 令和6年12月31日現在で、要介護1以上の認定を受けている65歳以上の方</p> <p data-bbox="248 1189 1401 1218">② 要介護認定の主治医意見書において、一定以上の障がいがあると認められる方</p> <p data-bbox="248 1218 1401 1247">認定を受けるためには、別途申請が必要です。</p> <p data-bbox="248 1247 1401 1276">申請後、審査により認定となった方には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。</p> <p data-bbox="248 1276 1401 1305">詳しくは、本庁長寿福祉課または、各総合支所市民サービス課にお問い合わせください。</p> <p data-bbox="248 1305 1401 1364">※申請の際は、介護保険証をお持ちください。認定書の発行には審査のため数日掛かりますので、お早めに申請してください。</p> <p data-bbox="248 1364 1401 1393">必要書類 <input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等の障害の程度が分かるもの</p>			区分	該当者	控除額	普通障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合 介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	26万円	特別障害者	上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	30万円	同居特別障害	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくははあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	53万円	⑳ 2か所 あります																																															
区分	該当者	控除額																																																													
普通障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合 介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	26万円																																																													
特別障害者	上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	30万円																																																													
同居特別障害	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくははあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	53万円																																																													
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 ※他の人が扶養親族や事業専従者としている人は対象になりません。配偶者控除と配偶者特別控除を重複して受けること及び夫婦間でお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。	令和6年12月31日現在(年の途中で死亡された場合はその死亡日)、生計を一にする配偶者を有する場合、令和6年中の納税義務者および配偶者の所得により、下記の表のとおり配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。 ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として申告することができます。同一生計配偶者は、障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定、配偶者の被扶養者判定、定額減税額に影響があります。 <table border="1" data-bbox="304 1588 1345 2040"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="304 1588 826 1713" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3" data-bbox="826 1588 1345 1617">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="826 1617 1002 1680">900万円以下</th> <th data-bbox="1002 1617 1177 1680">900万円超 950万円以下</th> <th data-bbox="1177 1617 1345 1680">950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1713 422 1776" rowspan="2">配偶者控除</td> <td data-bbox="422 1713 598 1776" rowspan="2">48万円以下</td> <td data-bbox="598 1713 826 1749">配偶者70歳未満</td> <td data-bbox="826 1713 1002 1749">33万円</td> <td data-bbox="1002 1713 1177 1749">22万円</td> <td data-bbox="1177 1713 1345 1749">11万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1749 826 1776">配偶者70歳以上</td> <td data-bbox="826 1749 1002 1776">38万円</td> <td data-bbox="1002 1749 1177 1776">26万円</td> <td data-bbox="1177 1749 1345 1776">13万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1776 422 2040" rowspan="7">配偶者特別控除</td> <td data-bbox="422 1776 598 1805">48万円超100万円以下</td> <td data-bbox="598 1776 826 1805"></td> <td data-bbox="826 1776 1002 1805">33万円</td> <td data-bbox="1002 1776 1177 1805">22万円</td> <td data-bbox="1177 1776 1345 1805">11万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1805 598 1834">100万円超105万円以下</td> <td data-bbox="598 1805 826 1834"></td> <td data-bbox="826 1805 1002 1834">31万円</td> <td data-bbox="1002 1805 1177 1834">21万円</td> <td data-bbox="1177 1805 1345 1834">11万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1834 598 1863">105万円超110万円以下</td> <td data-bbox="598 1834 826 1863"></td> <td data-bbox="826 1834 1002 1863">26万円</td> <td data-bbox="1002 1834 1177 1863">18万円</td> <td data-bbox="1177 1834 1345 1863">9万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1863 598 1892">110万円超115万円以下</td> <td data-bbox="598 1863 826 1892"></td> <td data-bbox="826 1863 1002 1892">21万円</td> <td data-bbox="1002 1863 1177 1892">14万円</td> <td data-bbox="1177 1863 1345 1892">7万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1892 598 1921">115万円超120万円以下</td> <td data-bbox="598 1892 826 1921"></td> <td data-bbox="826 1892 1002 1921">16万円</td> <td data-bbox="1002 1892 1177 1921">11万円</td> <td data-bbox="1177 1892 1345 1921">6万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1921 598 1951">120万円超125万円以下</td> <td data-bbox="598 1921 826 1951"></td> <td data-bbox="826 1921 1002 1951">11万円</td> <td data-bbox="1002 1921 1177 1951">8万円</td> <td data-bbox="1177 1921 1345 1951">4万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1951 598 1980">125万円超130万円以下</td> <td data-bbox="598 1951 826 1980"></td> <td data-bbox="826 1951 1002 1980">6万円</td> <td data-bbox="1002 1951 1177 1980">4万円</td> <td data-bbox="1177 1951 1345 1980">2万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1980 598 2009">130万円超133万円以下</td> <td data-bbox="598 1980 826 2009"></td> <td data-bbox="826 1980 1002 2009">3万円</td> <td data-bbox="1002 1980 1177 2009">2万円</td> <td data-bbox="1177 1980 1345 2009">1万円</td> </tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	48万円以下	配偶者70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	㉑・㉒ 2か所 あります
配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額																																																													
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																											
配偶者控除	48万円以下	配偶者70歳未満	33万円	22万円	11万円																																																										
		配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円																																																										
配偶者特別控除	48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円																																																										
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円																																																										
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円																																																										
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円																																																										
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円																																																										
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円																																																										
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円																																																										
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円																																																											

種類	控除の条件・計算方法	申告書記入欄																						
扶養控除	<p>令和6年12月31日現在（年の途中で死亡された場合はその死亡日）、生計を一にする配偶者以外の親族等で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合、下記の表のとおり扶養控除が受けられます。</p> <p>※16歳未満の扶養親族（平成21年1月2日以後生まれの方）は控除対象外ですが、ひとり親控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定に必要なため「16歳未満扶養親族」欄に記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳～22歳</td> <td>平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>70歳以上</td> <td>昭和30年1月1日以前生まれの方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td colspan="2">老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなまたは配偶者のいずれかと同居を常としている方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般（その他）扶養</td> <td>16歳～18歳</td> <td>平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの方</td> <td rowspan="2">33万円</td> </tr> <tr> <td>23歳～69歳</td> <td>昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの方</td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当者		控除額	特定扶養	19歳～22歳	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方	45万円	老人扶養	70歳以上	昭和30年1月1日以前生まれの方	38万円	同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなまたは配偶者のいずれかと同居を常としている方		45万円	一般（その他）扶養	16歳～18歳	平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの方	33万円	23歳～69歳	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの方	㉓ 2か所 あります
区分	該当者		控除額																					
特定扶養	19歳～22歳	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの方	45万円																					
老人扶養	70歳以上	昭和30年1月1日以前生まれの方	38万円																					
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなまたは配偶者のいずれかと同居を常としている方		45万円																					
一般（その他）扶養	16歳～18歳	平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの方	33万円																					
	23歳～69歳	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの方																						
基礎控除	<p>あなたの令和6年中の合計所得金額に応じて右の表のとおり控除が受けられます。ただし、合計所得金額が2,500万円超の場合、基礎控除の適用はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし	㉔												
合計所得金額	控除額																							
2,400万円以下	43万円																							
2,400万円超2,450万円以下	29万円																							
2,450万円超2,500万円以下	15万円																							
2,500万円超	適用なし																							

税額控除について

《調整控除》

所得税と市・県民税の人的控除の差を調整するための控除です。

課税所得金額	算出方法	
200万円以下	A: 人的控除ごとに定められた金額の合計金額	AとBのいずれか小さい額の5%
	B: 市民税・県民税の課税所得金額	(市民税3%、県民税2%)を減額
200万円超	C: 人的控除ごとに定められた金額の合計金額	CとDのいずれか大きい額の5%
	D: 5万円	(市民税3%、県民税2%)を減額

【人的控除毎に定められた金額】

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	
	特別		10万円	6万円	2万円	
	同居特別		22万円	10万円	3万円	
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	配 偶 者 の 所 得	48万円超	4万円	
ひとり親控除	父			50万円未満	5万円	2万円
	母			5万円	50万円以上 55万円未満	3万円
勤労学生控除	1万円	扶養控除	特定	18万円		
扶養控除	一般		5万円	同居老親等	13万円	
		老人	10万円			

《配当控除》

総合課税で申告された配当所得の金額に、右の表の率をかけた額を所得割から控除します。

※申告分離課税を選択した場合、この控除を受けることはできません。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券 投資信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

《配当割額または株式等譲渡所得割額の控除》

前年中に上場株式等に係る配当所得や譲渡所得から配当割や株式等譲渡所得割が特別徴収された場合に、申告することで受けられる控除です。申告（確定申告含む）すると、その申告した配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割から控除します。

※所得割から控除しきれなかった分は均等割へ充当し、充当しきれなかった分は還付します。

《住宅借入金等特別控除》

前年分の所得税において、平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、かつ所得税から控除しきれない控除額がある場合、下記の①または②のいずれか小さい金額が控除（控除限度額は9.75万円）されます。

①	前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額
②	前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%

※ 特定増改築に係るもの等は除きます。

ただし、居住開始年月日が平成26年4月から令和4年までであって、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%である場合、「前年分の所得税に係る課税総所得金額等の7%」で計算し、①とのいずれか小さい金額が控除（控除限度額は13.65万円）されます。令和4年中の居住開始の場合は一定の条件を満たす場合のみ適用されます。

《寄附金税額控除》 令和6年中に各区分に該当する団体に対して合計2,000円を超える金額を寄附した場合に受けられる控除です。

控除対象となる寄附金の種類	都道府県、市区町村（特例控除対象）	ふるさと納税や災害義援金など
	岩手県共同募金会、日赤岩手県支部、都道府県・市区町村分（特例控除対象以外）	岩手県共同募金会、日赤岩手県支部への寄附及びふるさと納税の指定対象外となった各都道府県、市区町村への寄附
	条例指定分（岩手県）	岩手県が条例で指定した団体への寄附
	条例指定分（花巻市）	花巻市が条例で指定した団体への寄附

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を行った方へ

確定申告または市民税・県民税申告を行うとワンストップ特例は無効となります。申告する方は、ふるさと納税ワンストップ特例申請した分を含めたすべての寄附金を申告してください。

申告書記載例

令和 7 年度 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

宛名番号	花巻市花城町9番30号	業種又は職業	農業
電話番号	同上	電話番号	0198-24-2111
提出年月日	フリガナ ハナマキ タロウ	個人番号	1 2 3 4 5 6 0 0 0 0 0 0
氏名	花巻 太郎	生年月日	22・8・1
大・昭平令	世帯主の氏名 花巻 太郎	続柄	本人

□チェック!!
住所・氏名・電話番号・個人番号などを記載していますか？
(1月1日現在の住所が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
控除	国民健康保険税	円	国民年金	円
	介護保険料	96,000	その他	
	後期高齢者保険料	80,700		
合計				176,000

収入金額等	業種	金額
1	営業等	円
	農業	1,167,805
	不動産	円
雑収入	給与	580,000
	公的年金等	2,572,800
雑収入	業務	円
	その他	円
雑収入	短期	円
	長期	円
総合課税一時		円

□チェック!!
被扶養者の氏名・生年月日・個人番号などは正しく記載していますか？
配偶者控除・配偶者特別控除の控除額等の詳細は、8ページをご覧ください。
※合計所得金額が1,000万円を超え、同一生計配偶者を適用する場合は、チェックを記入してください。

生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
控除	120,000	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	円

所得金額	業種	金額
2	営業等	189,452
	不動産	円
	利子	円
雑収入	給与	0
	公的年金等	1,472,800
雑収入	業務	円
	その他	円
合計		1,662,252

□チェック!!
所得金額調整控除は適用していますか？
給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を引いた残額を、給与所得の金額から控除します。
・給与所得 580,000円-550,000円=30,000円
・公的年金等所得 2,572,800円-1,100,000円=1,472,800円
[30,000円(給与所得)+100,000円(公的年金等所得)]-100,000円=30,000円
調整控除額:30,000円
調整控除額があるため⑥給与所得は、580,000円-550,000円-30,000円=0円と記載します。

⑦～⑩ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除

⑪～⑬ 障害者控除

⑭～⑯ 配偶者控除・配偶者特別控除

⑰～⑲ 扶養控除

⑳ 基礎控除

㉑ 医療費控除

所得金額	業種	金額
3	社会保険料控除	176,700
	小規模企業共済等掛金控除	円
4	生命保険料控除	28,000
	地震保険料控除	25,000
5	寡婦・ひとり親控除	380,000
	勤労学生・障害者控除	450,000
6	配偶者(特別)控除	430,000
	扶養控除	1,489,700
7	基礎控除	円
	雑損控除	円
8	医療費控除	109,888
	合計	1,599,588

□チェック!!
所得控除について2か所記載していますか？
所得控除については、(3 所得から差し引かれる金額に関する事項(申告書左側))と(4 所得から差し引かれる金額(申告書右側))の2か所記載が必要な場合があります。

⑳ 基礎控除

㉑ 医療費控除

㉒ 雑損控除

㉓ 寡婦・ひとり親控除

㉔ 勤労学生・障害者控除

㉕ 配偶者(特別)控除

㉖ 扶養控除

㉗ 基礎控除

㉘ 雑損控除

㉙ 医療費控除

所得金額	業種	金額
4	社会保険料控除	176,700
	小規模企業共済等掛金控除	円
5	生命保険料控除	28,000
	地震保険料控除	25,000
6	寡婦・ひとり親控除	380,000
	勤労学生・障害者控除	450,000
7	配偶者(特別)控除	430,000
	扶養控除	1,489,700
8	基礎控除	円
	雑損控除	円
9	医療費控除	109,888
	合計	1,599,588

□チェック!!
医療費控除の計算は正しいですか？
支払った医療費...20万円
健康保険組合等の補てん金...7千円
・20万円-7千円=193,000円...ア
所得の額の5%
=1,662,252×5%=83,112円...イ
(所得金額が200万円以上のときは10万円になります。)
ア:193,000円-イ:83,112円=109,888円
医療費控除額 109,888円

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名・個人番号及び住所を記入してください。

㉚ 雑損控除

㉛ 医療費控除

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

令和6年分公的年金等の源泉徴収票

氏名	花巻 太郎	生年月日	昭和22年8月1日	年金の種類	老齢基礎・厚生
支払金額	円	源泉徴収税額	円		
603第1号適用分	円	円			
603第2号適用分	円	円			
603第3号適用分	円	円			
603第4号適用分	円	円			
合計	2,572,800	円			*****0

申告書キ欄には、この金額を記入します。
公的年金の所得金額は、6ページの表により算出します。
記載例では65歳以上の方に該当しますので、2,572,800円-1,100,000円=1,472,800円が雑所得金額となります。この金額を⑦欄に記入します。

令和6年分給与所得の源泉徴収票(配偶者分)

氏名	花巻 花子	生年月日	昭和24年2月1日	所得の種類	給与
支払金額	円	源泉徴収税額	円		
給与	850,000	円			

この金額は給与収入額です。給与所得金額の求め方は、5ページの表により850,000円-550,000円=300,000円が給与所得金額となります。
配偶者が給与収入のみであれば、合計所得は30万円となり、48万円以下ですので配偶者控除が受けられます。
※ただし、配偶者特別控除は受けられません。

市民税・県民税の算出のしくみ

花巻市ホームページにて令和7年度市民税・県民税の税額試算ができます。
申告内容等の入力により簡単にご利用できます。

花巻市 市民税・県民税 税額試算



スマホの方は
こちら▶



均等割と所得割の非課税について

○均等割も所得割も課税されない方

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額(※1)が135万円以下の方
- (3) 前年中の合計所得金額が、次の額以下の方
 - ・扶養親族のない方…38万円
 - ・扶養親族のある方…28万円×親族の人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+26万8千円

○所得割が課税されない方

- 前年中の総所得金額等(※2)の合計が、次の額以下の方
- ・扶養親族のない方…45万円
 - ・扶養親族のある方…35万円×親族の人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+42万円
- (※1) 合計所得金額…損失の繰越控除の適用前の総所得金額等
(※2) 総所得金額等…総所得金額(給与、年金、事業所得などの合計額)、土地建物、株式等の譲渡所得金額、山林所得金額などの合計額。ただし、損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額。

市民税・県民税の税率

○均等割の税率(合計:5,000円)

市民税	3,000円
県民税	※ 2,000円

※うち1,000円は「いわての森林づくり県民税」

○森林環境税(国税)

森林環境税	1,000円
-------	--------

市民税・県民税均等割と併せて上記の金額が徴収されます。なお、森林環境税非課税となる基準は、市民税・県民税が非課税になる基準と同じです。

○所得割の税率

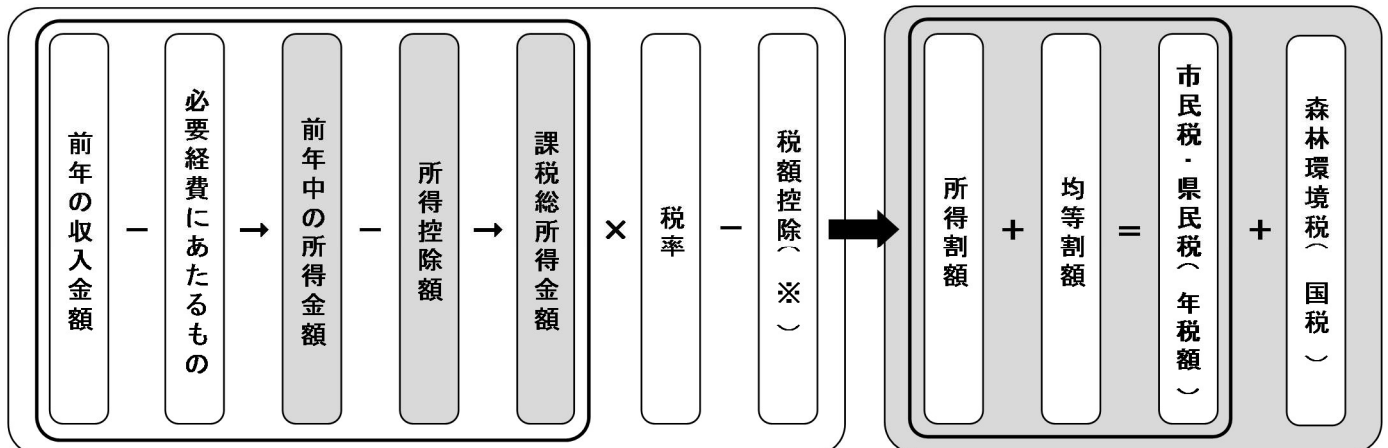
総合課税分	課税総所得金額に税率をかけます。	市民税	県民税
総所得金額－所得控除の合計＝課税総所得金額 (1,000円未満切り捨て)		6%	4%

分離課税分

		市民税	県民税		
所得区分	短期譲渡	一般分	5.4%	3.6%	
		軽減分	3%	2%	
	長期譲渡	特定分	所得2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			所得2,000万円超の部分	3%	2%
		軽課分	所得2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			所得2,000万円超の部分	3%	2%
	株式等の譲渡		3%	2%	
	配当(申告分離課税分)		3%	2%	
	先物取引		3%	2%	

※退職所得、山林所得分の所得割の税率は総合課税分と同一です。また、長期譲渡特定分・軽課分の税額の算出には別途計算が必要となります。

市民税・県民税の計算方法



※【税額控除の適用順について】調整控除を行い、次に配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、外国税額控除、最後に配当割額・株式等譲渡所得割額控除額を控除します。

令和7年度 市民税・県民税申告相談日程

- ・混雑を避けるため、できるだけご自身の行政区の受付日に来場ください。
- ・2月6日～2月13日はウェブ予約の方のみの受付日です。
(※上記の期間は、予約のない方は受付できません。)
- ・2月14日以降は、予約なしで当日来場された方でも申告相談は可能です。
- ・花巻図書館の駐車場には駐車できません。

予約される方へ

- ・予約はウェブのみで、電話での予約はできません。
- ・予約の場合は、行政区の指定はありません。
- ・来場日の2日前まで予約可能です。
- ・代理の方のスマホでも予約可能です。
- ・当日の混雑状況によりお待ちいただく場合があります。

ウェブ予約は、全日程で受付しております。ぜひご利用ください！

月日 (曜日)	文化会館	
	9:00～11:00	13:00～15:00
	午前	午後
※文化会館会場は、2月17日から開始です。		
2月17日(月)	浅沢、桜台	松園町一区・二区・三区、 新田(しんでん)
2月18日(火)	西宮野目第一・第二	松園町四区・五区、小舟渡
2月19日(水)	西宮野目第三・第四、 東宮野目、二枚橋	二枚橋駅前、葛第一・第二
2月20日(木)	田力、鍋倉一区・二区	本館、上似内、下似内
2月21日(金)	高木第一、高木小路	矢沢
2月25日(火)	山関、上太田、柴林、折沼	高木第二
2月26日(水)	姥宿、泉畑、清水町、中央	東十二丁目
2月27日(木)	坂杉、下坂井、大森	高松第一・第二・第三
2月28日(金)	中笹間、横志田	幸田、高木第三
3月3日(月)	北笹間	鉛、下シ沢、大沢、志戸平、 根岸、神明
3月4日(火)	南笹間、尻平川	橋本、西晴山、上根子上区、 才の神、新田(あらた)
3月5日(水)	栃内	一本杉、上円藤、八幡、 二ツ堰、中村、下円藤
3月6日(木)	轟木	北湯口の一・二、宇津野
3月7日(金)	糠塚、大畑、成田	下湯本、上湯本台一・二、 花巻温泉、台温泉
3月10日(月)	大谷地、十二丁目	狼沢、桐の目、小瀬川
3月11日(火)	桜町一丁目～四丁目	山の神、金矢
3月12日(水)	仲町、御田屋町、大町、 豊沢町、双葉町、北万丁目	諏訪
3月13日(木)	里川口町、東町、上町、 鍛冶町、南川原町、若葉町	熊野、古館、中根子、 南中根子
3月14日(金)	愛宕町、城内、南万丁目、 花城町一区・二区	坂本町、吹張町、桜木町、 藤沢町、石神町、南城
3月17日(月)	四日町一丁目一区・二区、 四日町二丁目・三丁目、一日市	大通り一丁目・二丁目、末広町、 西大通り 材木町 星が丘一丁目

月日 (曜日)	大迫・石鳥谷・東和総合支所			
	9:00～11:00	13:00～15:00		
	午前	午後		
2月6日(木)	石鳥谷	令和7年2月6日(木)～2月13日(木)は、 完全ウェブ予約制 この期間は、ウェブ予約者のみの受付です。 ※花巻市全域の方が予約可能です。 詳しくは、2ページをご覧ください。		
2月7日(金)				
2月10日(月)				大迫
2月12日(水)				
2月13日(木)				東和
2月14日(金)	東和地域	田瀬第1・第3	田瀬第2、小山田第4	
2月17日(月)		小山田第1・第3	小山田第2	
2月18日(火)		中内第1・第2・第3	中内第4・第5	
2月19日(水)	石鳥谷地域	新堀第6	新堀第5・第7・第8	
2月20日(木)		八幡第1・第3	新堀第1・第2・第3・第4	
2月21日(金)		八幡第2・第4	八幡第5・第6・第7	
2月25日(火)	大迫地域	亀ヶ森第1・第2	川原町第1、下町、上の台	
2月26日(水)		大又、小又	内川目第1・第2	
2月27日(木)		仲町、川原町第2、葡萄沢	上町、亀ヶ森第4	
2月28日(金)	東和地域	内川目中央、折壁	外川目第1・第2	
3月3日(月)		外川目第3・第4	旭町、亀ヶ森第3	
3月4日(火)		谷内第1	谷内第2	
3月5日(水)	石鳥谷地域	谷内第3・第4	土沢第6	
3月6日(木)		土沢第5・第7	土沢第8・第9	
3月7日(金)		土沢第1・第2	土沢第3・第4	
3月10日(月)	石鳥谷地域	石鳥谷第2・第18	石鳥谷第7・第8・第9・第13	
3月11日(火)		石鳥谷第15・第16	石鳥谷第10・第11・第12・第14	
3月12日(水)		石鳥谷第3・第4・第19	八重畑第9・第10・第11・第12	
3月13日(木)		石鳥谷第1・第17	八重畑第1・第7・第8	
3月14日(金)		石鳥谷第5・第6	八重畑第2・第3・第4・第5・第6	
3月17日(月)				